

Ⅲ 事業構想図

「インクルーシブ教育システム」の構築・推進と共生社会の実現

目的：障害の有無によらず、全ての児童生徒の心豊かな生活と共生社会の実現を目指し、柔軟で連続した多様な学びの場の中で、一人一人の様々な教育的ニーズに応じた適切な教育を展開する。



目指す子供たちの姿 ①

障害のある子供とない子供が共に学び、充実感・達成感を持ちながら学習活動に参加し、学び合い高め合う。

目指す子供たちの姿 ②

障害のある子供が、合理的配慮の提供を受けながら、何をどうすればできるようになるかが分かり、集団の中で自分を生かす。

モデル地域・モデル校

第Ⅲ期 共に学ぶ教育推進モデル事業（令和3年度～令和5年度 実践内容）

「全ての児童生徒に対するユニバーサルデザインの考え方を生かした教育活動の在り方を探る」

- 各地域において広がりのある「共に学ぶ教育」の実践
- ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた教育活動（「授業づくり」「学級づくり」等）の実践



第Ⅱ期 共に学ぶ教育推進モデル事業（平成30年度～令和2年度 実践内容）

- 幼稚園、小学校、教育委員会の連携体制構築
- ユニバーサルデザインによる授業づくり
- 合理的配慮と個別の教育支援計画の理解啓発
- 高等学校における通級による指導の体制構築
- 小学校、中学校、高等学校の一貫した支援体制の構築



第Ⅰ期 共に学ぶ教育推進モデル事業（平成27年度～平成29年度 実践内容）

- 個々の教育的ニーズの把握と指導の充実（平成27年度 実践内容）
- 交流及び共同学習の充実（平成28年度 実践内容）
- 校内体制のシステム化（平成29年度 実践内容）

自立と社会参加・学校づくり・地域づくり

- ・平成28年11月 学校教育法施行規則一部改正（高校通級）
- ・平成28年4月 障害者差別解消法施行（合理的配慮提供の義務付け）

平成27年 「宮城県特別支援教育将来構想」の策定

障害の有無によらず、全ての児童生徒の心豊かな社会生活と共生社会の実現を目指し、柔軟で連続性のある多様な学びの場の中で、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な教育を実現する。

成果

共に学ぶ教育の環境づくり

生きる力を培う教育

適切な支援を確保する体制の在り方

教員の専門性の向上 地域への理解啓発

- ・平成26年 1月 障害者の権利に関する条約に批准
- ・平成25年 9月 学校教育法施行令の一部改正（就学手続き）
- 6月 障害者差別解消法成立
- 障害者雇用促進法改正
- ・平成24年 6月 障害者総合支援法成立
- ・平成23年 8月 障害者基本法の改正
- ・平成19年 4月 特別支援教育へ
- ・平成18年12月 障害者の権利に関する条約採択

平成17年 「宮城県障害児教育将来構想」の策定